

令和7年度 次世代介護機器導入促進支援事業

概要

介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化など、介護環境の改善に資する次世代介護機器の導入、見守り支援機器の導入に伴う通信環境整備等の一体整備に必要な経費の一部を補助します。

補助内容

※「次世代介護機器」とは…ロボット技術の応用により、利用者の自立支援や介護者の負担軽減の効果を有する機器を指します。

補助の要件等に関する詳細については、交付要綱やQ & A等をご確認ください。

	(1)次世代介護機器導入支援事業		(2)次世代介護機器導入推進事業		(3)パッケージ型導入支援事業(見守り支援機器及び通信環境の一体的整備事業)	
対象施設	介護保険法に基づく介護施設・事業所					
対象機器等	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援 ・排泄支援 ・見守り・コミュニケーション ・介護業務支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・移乗介護 ・入浴支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・移動支援 ・排泄支援 ・見守り・コミュニケーション ・介護業務支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・移乗介護 ・入浴支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り支援機器 	<ul style="list-style-type: none"> ・見守り支援機器の導入に伴う通信環境整備
補助基準額	40万円 (1台当たり)	133万4千円 (1台当たり)	60万円 (1台当たり)	133万4千円 (1台当たり)	40万円 (1台当たり)	1,333万4千円 (法人合計額)
補助率	3/4	3/4	3/4	7/8	3/4	3/4
条件	—	—	公益財団法人東京都福祉保健財団が実施する、「アドバンスセミナー」への参加、「公開見学会」等への協力		<ul style="list-style-type: none"> ・見守り支援機器と通信環境を一体的に整備すること ・R1～R6年度に補助を受けた法人は、(3)の申請を行うことはできない 	
補助対象外経費	<ul style="list-style-type: none"> ・機器の使用に際して必要となるインターネット回線使用料等の通信費 ・保険料・配送料・機器の設置にかかる建物の改修費・初期設定費 ・その他事業の目的に照らし適当と認められないもの 					

- ※ 1つの事業所が(1)と(2)の両方に申請することはできません。
- ※ (3)の補助を申請する場合でも、見守り支援機器以外の機器については、(1)又は(2)で申請を行うことができます。
- ※ 令和1～6年度までに「見守り支援機器及び通信環境の一体的整備事業」「介護保険施設等におけるICT活用促進事業」「介護保険施設等におけるデジタル環境整備促進事業」の補助を受けた法人は、(3)の申請を行うことはできません。
- ※ **機器の購入・リース契約・工事契約は内示日の翌日以降に行っていただく必要がございます。**内示前の購入等の費用は補助対象外のため、ご注意ください。
- ※ 都内に所在する、介護保険法に定める介護施設・事業所が対象となります。
- ※ 養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては、別途東京都福祉局高齢者施策推進部施設支援課からご案内させていただきます。
- ※ 申込多数の場合には、予算の都合により補助の対象とならない可能性もありますので、あらかじめご了承ください。

補助手続きの流れ

※時期については、今後変更になる可能性があります。

時期 (予定)	内容
令和7年8月27日～9月29日	事業計画書の受付
令和7年11月下旬	内示
令和7年11月下旬～12月下旬	交付申請書提出
令和8年2月下旬	交付決定・補助金の支払(概算払)
令和8年4月上旬まで	実績報告書提出
令和8年5月末	額の確定・補助金の返還

書類提出先

〒163-0719
東京都新宿区西新宿二丁目7番1号
公益財団法人 東京都福祉保健財団
福祉情報部 福祉人材対策室
介護現場改革担当(補助金)

※養護老人ホーム及び軽費老人ホームについては
別途高齢者施策推進部施設支援課(03-5320-4264)までお問い合わせください。